

入 札 説 明 書

令和7～9年度 広島高速電気通信設備保守点検等業務に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成方法等

入札参加希望者は、本件業務に関し、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、申請書と資料をあわせて「申請書等」という。）を提出したうえで広島高速道路公社から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 申請書は、様式1により作成すること。なお、委任状（様式3-2）において委任する場合は、受任者名において作成すること。
- (2) 資料は、次により作成すること。なお、申請書等は、特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めすることとし、併せて、申請書の左側へ閉じ穴を2箇所空けることとする。なお、ホチキス止めやファイル綴りは不要である。

ア 誓約書（様式2）

- ・広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿の契約種目において、「52D電気設備の保守点検」又は「60D交通安全施設等保守点検」の登録を有していることが確認できる資料として広島県ホームページ掲載の名簿の写し等を添付すること。

イ 使用印鑑届（様式3-1）

- ・使用印は入札、契約及び支払請求等で使用する印鑑であり、実印でなくてもよい。ただし、実印をもって使用印とする場合でも、必ず作成の上、提出すること。なお使用印は、支店等で契約締結等を希望する場合には、支店長等の印とすること。
- ・印鑑証明書（原本に限り、発行日が申請日から3か月以内とする。）を添付すること。

ウ 委任状（様式3-2）

- ・支店等で広島高速道路公社と契約する場合のみ、作成の上、提出すること。
- ・委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）とし、受任者の印鑑は使用印とすること。

エ 履行実績調書（様式4）

- (ア) 様式4により、公告2(2)に掲げる資格があることを、的確に判断できる履行実績を1件記載すること。
- (イ) 様式4に記載した履行実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」の業務カルテ等の写し、又は当該業務の委託契約書、仕様書、図面等の写しを提出する。なお、これにより難しい場合は、様式6-1の「履行実績証明（願）書」を、発注者の証明を受けたうえで提出すること。

オ 配置予定業務責任者調書（様式5）

- (ア) 様式5により、公告2(3)アに掲げる資格があることを、的確に判断できる実務経験を1件記載する。
- (イ) 記載した配置予定業務責任者の雇用関係の確認資料として、健康保険被保険者証の写し等を添付する。
※健康保険被保険者証等の写しを添付資料として提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号及び二次元コードを復元できない程度にマスキングを施すこと。
- (ウ) 公告2(3)アに掲げる平成26年度以降の1年以上の実務経験の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」の業務カルテ等の写し、又は当該業務の委託契約書、仕様書、図面等の写しを提出する。なお、これにより難しい場合は、様式6-2の「業務従事実績証明（願）書」を、発注者の証明を受けたうえで提出すること。

なお、配置予定業務責任者調書としての実務経験が履行実績調書に記載した業務と同じ業務である

場合で、会社としての履行実績の確認資料をもって配置予定業務責任者調書としての実務経験が確認できるときには、配置予定業務責任者調書としての実務経験の確認資料の添付を省略することができる。

(エ) 申請時に配置予定業務責任者が特定できない場合で複数の候補者とする時は、本様式を複写してそれぞれ作成する。

(3) 申請書等の提出方法

申請書等の提出は、郵送によることとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、郵送は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。

(4) 申請書等の提出部数

2部（正本1部及び副本（写し）1部）

なお、受領した申請書等は申請者に返却しないので、申請者において申請書等の控えを取っておくこと。

2 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、広島高速道路公社理事長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 期限 令和7年1月22日（水）午後5時00分まで

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年1月28日（火）までに書面により回答する。

3 設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

設計図書等は、広島高速道路公社ホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)「調達情報」からアクセスし入手できる。なお、インターネットに接続できない場合は、下記の場所でも閲覧することができる。

ア 期間 公告の日から令和7年2月5日（水）午後5時00分まで

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

4 設計図書等に対する質問等

(1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

ア 期間 公告の日から令和7年1月10日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 様式7の「設計図書等に対する質問書」を持参又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る。）することとし、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス以外の郵送、又は電送によるものは受け付けない。

(2) 4(1)の質問に対する回答書については、次のとおり閲覧できる。また、広島高速道路公社ホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)においても、順次掲載する。

ア 期間 回答ができ次第順次、令和7年2月5日（水）午後5時00分まで

なお、令和7年1月17日（金）までにすべての質問に対する回答を行う。

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

5 既存資料の閲覧について

申請書等の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。ただし、閲覧にあたっては資料の複写、写真撮影等による記録、又は貸与はできない。

ア 資料名 令和5年度点検報告書（R5.4～R6.3）、交通規制図

イ 閲覧期間 公告の日から令和7年2月5日（水）まで

ウ 閲覧場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保全管理部保全課施設係 電話(082)508-6822

エ その他 閲覧を希望する場合は、上記閲覧場所の連絡先まで事前に連絡し、閲覧許可を受けたうえ指定の日時に来社すること。

6 その他

ア 提出文書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出文書は返却しないが、競争入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の一部取下げ、差し替え及び再提出は認めない。

以上